

○熊本県港湾管理条例

(昭和 41 年 9 月 24 日条例第 42 号)

改正 令和 7 年 12 月 25 日条例第 54 号

熊本県港湾管理条例をここに公布する。

熊本県港湾管理条例

(目的)

第 1 条 この条例は、港湾法(昭和 25 年法律第 218 号。以下「法」という。)の規定により県が管理する港湾の利用及び管理に関し必要な事項を定め、もって港湾の機能の維持増進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例で「港湾区域」とは、法第 33 条第 2 項において準用する法第 4 条第 4 項又は第 8 項の規定による同意又は届出があった水域をいう。

2 この条例で「港湾施設」とは、法第 2 条第 5 項に規定する港湾施設(同条第 6 項の規定により港湾施設とみなされたものを含む。)をいう。

(出入港届)

第 3 条 規則で定める港湾の港湾区域内に入港した船舶又は当該港湾区域から出港しようとする船舶は、入港届又は出港届を知事に提出しなければならない。ただし、規則で定める船舶については、この限りでない。

(係留場所等の指定)

第 4 条 知事は必要があると認めたときは、港湾区域内における船舶に対し、船舶を係留又はびょう泊すべき場所を指定し、又はその変更を命ずることができる。

(使用許可等)

第 5 条 別表第 1 に掲げる港湾施設を使用しようとする者又は臨港地区(法第 2 条第 4 項に規定する臨港地区をいう。次条第 2 項において同じ。)内の道路に別表第 2 に掲げる工作物、物件若しくは施設を設け、継続して当該道路を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた者(以下「使用者」という。)がその許可に係る事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 知事は、前項の規定による許可について、必要な条件を付することができる。

(使用料)

第 6 条 別表第 1 に掲げる港湾施設を使用する使用者は、同表に定める額(その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)の使用料を納めなければならない。ただし、消費税法施行令(昭和 63 年政令第 360 号)第 17 条第 2 項第 3 号に該当する施設の使用に係る場合(同表港湾施設用地(道路の敷地を除く。)の部使用期間が 1 月以上の款が適用される場合を除く。)は、同表に定める額に 110 分の 100 を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

2 臨港地区内の道路に別表第 2 に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して当該道路を使用する使用者は、同表に定める額(その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)の使用料を納めなければならない。

3 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、知事が使用者の責めに帰すべき理由がないと認めたときは、この限りでない。

(占用料及び土砂採取料)

第 6 条の 2 県が管理する港湾の港湾区域及び港湾隣接地域内の公共空地について法第 37 条第 1 項の規定による占用又は土砂の採取の許可を受けた者(以下「占用者等」という。)は、別表第 3 に定める額(その額に 1 円未満の端数があるときは、

これを切り捨てる。)の占用料又は別表第4に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)の土砂採取料を知事が指定する期日までに納めなければならない。

- 2 既納の占用料又は土砂採取料(以下「占用料等」という。)は、返還しない。ただし、知事が占用者等の責めに帰すべき理由がないと認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第7条 知事は、次に掲げる各号の一に該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が公用のため使用するとき。
- (2) 海難又は災害救助のため使用するとき。
- (3) 漁船法(昭和25年法律第178号)第2条第1項に規定する漁船が専ら漁業の用に供するものとして知事が指定した桟橋、浮桟橋又は物揚場(当該漁船の主たる根拠地に存するものに限る。)を使用するとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めるとき。

(占用料等の減免)

第7条の2 知事は、占用又は土砂の採取に係る行為が公益事業で営利を目的としないものであるときその他特別の理由があると認めるときは、占用料等を減額し、又は免除することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第8条 使用者又は占用者等は、その権利を他に譲渡し、若しくは担保に供し、又は転貸してはならない。

(権利義務の承継)

第9条 使用者である法人が合併により消滅したとき又は分割(第5条第1項の規定による許可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、合併後存続する法人若しくは合併により新たに設立された法人又は当該権利及び義務の全部を承継した法人が、使用者である法人の港湾施設の使用に係る権利義務を承継する。

- 2 前項の規定により権利義務を承継した法人は、承継の日から起算して30日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(使用の禁止等)

第10条 知事は、港湾施設の保全若しくは機能の確保のため必要があると認めたときは、港湾施設の使用を禁止し、又は制限することができる。

(制限区域の設定)

第10条の2 知事は、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成16年法律第31号)第2条第2項に規定する国際港湾施設の保安の確保のため、同法第29条第1項又は第37条の制限区域を設定するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により制限区域を設定するときは、その旨及びその区域を告示するものとする。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。
- 3 何人も、第1項の規定により知事が設定した制限区域内に正当な理由なく立ち入り、又は車両若しくは船舶を進入させてはならない。

(除却命令)

第11条 知事は、港湾施設の有効な利用を妨げると認められる物件については、その物件の所有者又は管理者に対し、当該物件の除却を命ずることができる。

(許可の取消等)

第12条 知事は、使用者又は占用者等が次に掲げる各号の一に該当するときは、使用者又は占用者等に対し許可を取り消し、又は許可の条件を変更し、その他必要な措置を命ずることができる。

- (1) 許可の条件に違反し、又は第9条第2項の届出をしなかったとき。
- (2) 虚偽又は不正の手段により許可を受けたとき。
- (3) 使用料、占用料又は土砂採取料の納入を怠ったとき。
- (4) 公益上又は港湾の管理上必要があるとき。

(原状回復の義務)

第13条 使用者又は占用者等は、第5条又は第6条の2に規定する許可に係る行為(土砂の採取を除く。)を終了したとき、又は前条の規定により許可を取り消されたときは、自己の負担において直ちに港湾施設又は占用に係る水域又は公共空地を原状に復し、知事が指定する職員の検査を受けなければならない。ただし、知事が原状に復する必要がないと認めたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第14条 故意又は過失により港湾施設又は設備を毀損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、損害賠償の義務の全部又は一部を免除することができる。

(休業日及び開業時間)

第15条 三角港波多マリーナにある港湾施設(管理棟及び係船専用浮桟橋であって短期使用に係るものに限る。)及び八代港国際旅客船拠点にある港湾施設(県有の施設に限る。)の休業日は、毎週水曜日とし、開業時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、知事が特に必要があると認めたときは、休業日を変更し、若しくは別に定め、又は開業時間を変更することができる。

(指定管理者による管理)

第16条 港湾の管理については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

- 2 前項の規定により港湾の管理を指定管理者に行わせる場合は、前条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、当該指定管理者が管理を行う港湾施設の休業日を変更し、若しくは別に定め、又は開業時間を変更することができる。
- 3 第1項の規定により港湾の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第12条(使用者に係る規定に限る。)中「知事」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 4 第1項の規定により港湾の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が港湾の管理を行うこととされた期間前にされた第5条第1項(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。
- 5 第1項の規定により港湾の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が港湾の管理を行うこととされた期間前に第5条第1項(第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第17条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 次に掲げる港湾施設の利用調整及び管理に関する業務

ア 八代港の港湾施設のうちコンテナターミナル(コンテナ貨物の荷さばきを行うための施設をいう。以下この号において同じ。)及び国際旅客船拠点にあるもの(県有の施設に限る。)の区域

イ 熊本港の港湾施設のうちコンテナターミナルの区域

ウ 三角港の港湾施設のうち波多マリーナの区域

(2) 前号に掲げる港湾施設の使用の許可に関する業務

- (3) 第1号に掲げる港湾施設の維持に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が港湾の管理上必要と認める業務

(利用料金)

第18条 第5条第1項の規定にかかわらず、港湾施設の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に前条第1号ア(八代港の港湾施設のうち国際旅客船拠点にあるもの(県有の施設に限る。)の区域に限る。)及びウに掲げる港湾施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を收受させることができる。

- 2 利用料金の額は、別表第1に定める額に1.3を乗じて得た額を上限として、指定管理者が知事の承認を得て定める額とする。
- 3 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準により、利用料金を減免又は還付することができる。

(原状回復義務)

第19条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、港湾施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(罰則)

第20条 第5条第1項の規定に違反した者又は第4条及び第11条の規定による命令を履行しなかった者は、5万円以下の過料に処する。

- 2 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(過怠金)

第21条 知事は、詐欺その他不正の行為により占用料等の徴収を免れた者から、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を徴収する。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和41年11月1日から施行する。
- 2 熊本県港湾施設管理条例(昭和27年熊本県条例第104号)は、廃止する。
- 3 この条例施行の際に熊本県港湾施設管理条例により、港湾施設の使用の許可を受けている者は、この条例の規定に基づき港湾施設の使用の許可を受けたものとみなす。

附 則(昭和42年9月30日条例第41号)

この条例は、昭和42年11月1日から施行する。

附 則(昭和44年3月29日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の備考第3項の改正規定は、昭和44年5月1日から施行する。

附 則(昭和48年3月31日条例第23号)

この条例は、昭和48年5月1日から施行する。

附 則(昭和51年3月30日条例第38号)

この条例は、昭和51年5月1日から施行する。

附 則(昭和52年7月30日条例第37号)

この条例は、昭和52年9月1日から施行する。

附 則(昭和55年3月13日条例第3号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定め

る日から施行する。

附 則(昭和 56 年 12 月 21 日条例第 41 号)

この条例は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行し、改正後の熊本県港湾管理条例の規定は、同日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(昭和 57 年 8 月 31 日条例第 39 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 63 年 3 月 26 日条例第 11 号)

1 この条例は、昭和 63 年 5 月 1 日から施行する。

2 改正後の熊本県港湾管理条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成元年 3 月 25 日条例第 14 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成元年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第 21 条及び附則第 4 項の規定は平成元年 5 月 1 日から(中略)施行する。

4 第 21 条の規定による改正後の熊本県港湾管理条例の使用料に関する規定は、平成元年 5 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成元年 12 月 22 日条例第 53 号)

1 この条例は、平成 2 年 2 月 1 日から施行する。

2 改正後の熊本県港湾管理条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 2 年 3 月 30 日条例第 21 号)

この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年 3 月 14 日条例第 21 号)

1 この条例は、平成 3 年 5 月 1 日から施行する。

2 改正後の熊本県港湾管理条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 4 年 6 月 18 日条例第 59 号)

1 この条例は、平成 4 年 8 月 1 日から施行する。ただし、別表船舶のための給水施設の項の改正規定は、平成 4 年 7 月 19 日から施行する。

2 改正後の熊本県港湾管理条例別表港湾施設用地の項の規定は、平成 4 年 8 月 1 日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 4 年 10 月 6 日条例第 70 号)

この条例は、公布の日の翌日から起算して 30 日を経過した日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月 29 日条例第 26 号)

1 この条例は、平成 6 年 5 月 1 日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 7 年 3 月 16 日条例第 33 号)

1 この条例は、公布の日の翌日から起算して 30 日を経過した日から施行する。

ただし、第 17 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月25日条例第8号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第28条及び附則第4項の規定は、同年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の(中略)熊本県漁港管理条例(中略)の使用料及び占用料に関する規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の許可、協議、承認又は届出に係る使用料又は占用料について適用し、施行日前の許可、協議、承認又は届出に係る使用料又は占用料については、なお従前の例による。
- 4 第28条の規定による改正後の熊本県港湾管理条例の使用料に関する規定は、平成9年5月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月25日条例第21号)

- 1 この条例は、平成9年5月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成11年3月16日条例第29号)

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
ただし、別表上屋の項の改正規定及び別表に港湾管理施設の項を加える改正規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月23日条例第8号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月23日条例第32号)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定(別表を別表第1とする部分を除く。)は、平成12年5月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成12年12月20日条例第78号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年3月23日条例第27号)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る土砂採取料について適用し、同日前の許可に係る土砂採取料については、なお従前の例による。

附 則(平成15年3月14日条例第27号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1岸壁、桟橋、浮桟橋及び物揚場の項の改正規定は平成15年5月1日から、別表第1にマリーナ施設の項を加える改正規定は同年6月1日から施行する。

- 2 改正後の別表第1港湾施設用地(道路の敷地を除く。)の項の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成16年10月1日条例第61号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年7月1日条例第57号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例の施行の際現に改正前の熊本県港湾管理者条例第16条の規定により管理を委託している港湾の管理については、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成18年12月15日条例第81号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年10月9日条例第56号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月22日条例第62号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年10月14日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月6日条例第27号)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の熊本県港湾管理条例の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成25年12月26日条例第70号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項本文の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第6条第1項及び別表第1から別表第3までの規定は、この条例の施行の日以後の使用又は占用に係る使用料又は占用料について適用し、同日前の使用又は占用に係る使用料又は占用料については、なお従前の例による。

- 3 改正後の別表第4の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る土砂採取料について適用し、同日前の許可に係る土砂採取料については、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月20日条例第27号)

- 1 この条例は、平成27年5月1日から施行する。

- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月23日条例第31号)

- 1 この条例は、平成30年5月1日から施行する。

- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に第5条第1項の規定による許可(以下「許可」という。)を受け臨港地区内の道路を使用している工作物、物件又は施設(施行日において許可を受けたものを含む。以下「既存使用物件」という。)に対して徴収

すべき平成 30 年度の使用料の額は、既存使用物件について改正前の別表第 2 の規定及び改正後の別表第 2 の規定を適用して算定した使用料の額が改正前の別表第 2 の規定を適用して算定した使用料の額に 1.2 を乗じて得た額(以下「調整額」という。)を超える場合は、当該調整額とする。

附 則(平成 31 年 3 月 22 日条例第 8 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条から第 4 条まで、第 6 条から第 8 条まで、第 10 条から第 25 条まで及び第 28 条から第 30 条までの規定による改正後の藤崎台県営野球場条例、熊本県漁港管理条例、熊本県財産条例、熊本県港湾管理条例、熊本県道路占用料徴収条例、熊本県立学校体育施設の使用に関する条例、熊本武道館条例、熊本県立美術館条例、熊本県身体障害者福祉センター条例、熊本県有料駐車場管理条例、熊本県立劇場条例、熊本県伝統工芸館条例、熊本県立総合体育館条例、熊本県野外劇場条例、熊本県農業公園条例、熊本県立装飾古墳館条例、熊本県環境センター条例、熊本県総合福祉センター条例、熊本産業展示場条例、熊本県立青少年の家条例、熊本県総合射撃場条例、熊本県天草飛行場条例、熊本県流水占用料等徴収条例、くまもと県民交流館条例、熊本県運転免許センター運転免許試験コース使用料徴収条例及び熊本県博物館ネットワークセンター条例(以下「改正後の使用料等条例」という。)の使用料及び占用料に関する規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用、占用又は利用に係る使用料又は占用料について適用し、施行日前の使用、占用又は利用に係る使用料又は占用料については、なお従前の例による。
- 3 第 2 条、第 4 条及び第 24 条の規定による改正前の熊本県漁港管理条例、熊本県港湾管理条例及び熊本県天草飛行場条例により平成 31 年 3 月 31 日までに行われた使用又は占用の許可に基づき、施行日前から施行日以後引き続き使用し、又は占用しているときは、施行日以後の使用又は占用に係る使用料又は占用料については、前項の規定にかかわらず、これらの規定による改正前のそれぞれの条例に規定する使用料又は占用料の額とする。
- 4 改正後の使用料等条例(第 25 条の規定による改正後の熊本県流水占用料等徴収条例を除く。以下この項において同じ。)の使用料及び占用料については、施行日前においても、改正後の使用料等条例の使用料又は占用料に関する規定の例により、改正後の使用料等条例に定める額を徴収することができる。
- 5 第 2 条、第 4 条及び第 25 条から第 27 条までの規定による改正後の熊本県漁港管理条例、熊本県港湾管理条例、熊本県流水占用料等徴収条例、熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例及び熊本県一般海域管理条例の土砂採取料及び土石採取料に関する規定は、許可又は協議における土砂又は土石等の採取の開始の日が施行日以後である土砂採取料又は土石採取料について適用し、許可又は協議における土砂又は土石等の採取の開始の日が施行日前である土砂採取料又は土石採取料については、なお従前の例による。

附 則(令和元年 12 月 20 日条例第 33 号)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 26 日条例第 28 号)

- 1 この条例は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 2(以下「新別表第 2」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に第5条第1項の規定による許可(以下「許可」という。)を受け臨港地区内の道路を使用している工作物、物件又は施設(施行日において許可を受けたものを含む。以下「既存使用物件」という。)に対して徴収すべき令和3年度の使用料の額は、既存使用物件について改正前の別表第2の規定及び新別表第2の規定を適用して算定した使用料の額が改正前の別表第2の規定を適用して算定した使用料の額に1.2を乗じて得た額(以下「調整額」という。)を超える場合は、当該調整額とする。

附 則(令和3年10月13日条例第47号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和3年12月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、同表の改正規定の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和4年3月23日条例第14号)

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

附 則(令和6年3月11日条例第19号)

- 1 この条例は、令和6年5月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和6年12月24日条例第49号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和7年2月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、同表の改正規定の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和7年12月25日条例第54号)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第4条(見出しを含む。)及び第14条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の使用又は占用に係る使用料又は占用料について適用し、同日前の使用又は占用に係る使用料又は占用料については、なお従前の例による。

別表第1(第5条、第6条、第18条関係)

港湾施設	区分			使用料			備考
				単位	単価		
岸壁、 桟橋、 浮桟橋 及び物 揚場	普通船 舶	コ ン テ ナ の 積 卸 し	係留時間 が6時間 を超えない 場合	総ト ン数 1ト ンに つき	円 2	銭 75	総トン数が1 トンに満たな い場合又は総 トン数に1ト ン未満の端数 がある場合 は、その満た ない総トン数 又はその端数 の総トン数を 1トンとして 計算する。た
			係留時間 が6時間 を超える 場合	総ト ン数 1ト ンに つき	2円75銭に、6時間 を超える6時間まで ごとにつき、1円32 銭を加算した額		

	その他の使用	総トン数 1トン当たり 係留 24時間までごとに つき	5	61	だし、定期客 船の区分を除 く。
定期客 船(自 動車航 送船を 除 く。)	総トン数 50 トン未満	係留 1日1回当 たり 1月まで ごとに つき	1,452	00	
	総トン数 50 トン以上 100 トン未満	係留 1日1回当 たり 1月まで ごとに つき	2,200	00	
	総トン数 100 トン以上	係留 1日1回当 たり 1月まで ごとに つき	3,300	00	
	自動車航送船	総 トン 数 1 ト ン 当 た り 係 留 24 時 間 ま で ご と に つ き	6円5銭(平水区域を 航行区域とする二層 以上の甲板を備えた 自動車航送船で船舶 のトン数の測度に關 する法律施行規則 (昭和56年運輸省令 第47号。以下「省 令」という。)第36 条第2号及び第3号		

		つき	に掲げる要件に適合するものにあっては、6円5銭に垂線間長の中央における型深さをメートルで表した数値から省令別表第6に掲げる垂線間長の区分に応じ、同表に定める数値を控除した数値に対する垂線間長の中央における型深さの下端から船側における第二甲板の下面までの垂直距離をメートルで表した数値の割合(その割合が0.7未満のときは、0.7)を乗じて得た額から、1円54銭を控除して得た額(その額に、5銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、5銭以上10銭未満の端数があるときはこれを10銭に切り上げる。))			
渡船（同一港湾区域内を運航するものに限る。）	1月までごとにつき	5,511	00			
係船専用浮桟橋	船舶の長さ1メートル当たり1月につき	506	00	1メートル未満の端数がある場合は1メートルとし、1月未満の端数がある場合は1月として計算する。		
駐車場	八代港国際旅客船拠点駐車場	駐車場としての使用（国際旅客船乗客用観光バスの駐車場に限る。）	国際旅客船乗客用観光	2,189	00	

			バス 1台 当たり 1 日に つき			
その他の使用	寄港日 (法第2条の3第1項に規定する国際旅客船の寄港する日をいう。以下同じ。)	1平方メートル当たり1日につき		84	26	1 面積が1平方メートルに満たない場合又は面積に1平方メートル未満の端数がある場合は、その満たない面積又はその端数の面積を1平方メートルとして計算する。以下この表において同じ。 2 照明設備を使用する場合は、実費を別途徴収する。
		1平方メートル当たり1日につき		10	78	
荷さばき地及び野積場	コンテナ貨物の荷さばきを行うための区域で知事が定めるもの	コンテナの蔵置	コンテナ1個当たり1日までごとにつき		88 00	1 底面積が160平方フィートのコンテナをコンテナ1個として計算する。 2 附属の電気施設を使用する場合は、実費(冷凍電源設備にあつては、実費にコンセント1口当たり1時間までごとにつき19円25銭を加算した額)を別途徴収する。
		その他の使用	1平方メートル当たり1日までごとにつき		4 29	
	舗装されている区域 (コンテナ貨物の荷さばきを行うための区域	1平方メートル		4	29	照明用投光器を使用する場合は、1時間ま

	で知事が定めるものを除く。)	ル当たり1日までごとにつき			でごとにつき781円を別途徴収する。	
	舗装されていない区域	1平方メートル当たり1日までごとにつき	2	64		
荷役機械	ジブクレーン	30分までごとにつき	11,440	00	電気使用料及び燃料費については、実費を別途徴収する。	
	ガントリークレーン	30分までごとにつき	24,079	00		
	ストラッドルキャリヤー	30分までごとにつき	3,014	00		
荷役機械附帯施設	八代港マイナス12メートル岸壁附帯レール	軌道走行式荷役機械による使用	1月までごとにつき	1,400,647	60	
上屋	くん蒸上屋	熊本港	1室当たり1日までごとにつき	10,835	00	附属の電気施設を使用する場合は、実費を別途徴収する。
	その他の港湾	1平方メ	12	87	1くん蒸施設を使用して	

			一ト ル当 たり 1日 まで ごと につ き			くん蒸する場 合は、くん蒸 施設の1の区 画の全部の面 積を使用する ものとして、 面積を計算す る。 2 附属の電 気施設を使用 する場合は、 実費を別途徴 収する。
	小口貨物積替上屋		1平 方メ ートル当 たり 1日 まで ごと につ き	31	68	附属の電気施 設を使用する 場合は、実費 を別途徴収す る。
	その他 の上屋	熊本港	1平 方メ ートル当 たり 1日 まで ごと につ き	13	75	附属の電気施 設を使用する 場合は、実費 を別途徴収す る。
	その他の 港湾	木造	1平 方メ ートル当 たり 1日 まで ごと につ き	7	48	
		鉄骨・耐 火構造	1平 方メ ートル当 たり	12	87	附属の電気施 設を使用する 場合は、実費 を別途徴収す る。

			1日 まで ごと につ き			
旅客乗 降用施 設	三角港		1回 につ き	374	00	
	熊本港		1回 につ き	869	00	
	八代港		1基 当た り 1 回に つき	12,034	00	
待合所	三角港 二号待 合所	旅客の切符及 び荷物の取扱 い	1平 方メ ートル当 たり 1月 まで ごと につ き	781	00	
			1平 方メ ートル当 たり 1月 まで ごと につ き	1,320	00	
	その他の使用		1平 方メ ートル当 たり 1月 につ き	1,837	00	1月末満の使 用については 日割計算とす る。
			1平 方メ ートル当 たり 1月 につ き	968	00	

		たり 1月 まで ごと につ き			
	広告物の掲示	1平 方メ ート ル当 たり 1月 まで ごと につ き	1,606	00	
	その他の使用	1平 方メ ート ル当 たり 1月 につ き	2,244	00	1月未満の使 用については 日割計算とす る。
その他 の待合 所	旅客の切符及 び荷物の取扱 い	1平 方メ ート ル当 たり 1月 まで ごと につ き	781	00	
	広告物の掲示	1平 方メ ート ル当 たり 1月 まで ごと につ き	781	00	
	その他の使用	1平 方メ ート ル当	1,056	00	1月未満の使 用については 日割計算とす る。

			たり 1月 につ き			
船舶のための給水施設	勤務時間内に給水する場合		1立方メートルまでごとにつき	308	00	勤務時間とは、熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。
	勤務時間外に給水する場合		1立方メートルまでごとにつき	385	00	
緑地	八代港国際旅客船拠点緑地	寄港日	1平方メートル当たり1日につき	84	26	照明設備を使用する場合は、実費を別途徴収する。
		寄港日以外の日	1平方メートル当たり1日につき	10	78	
広場	運動場		1時間までごとにつき	385	00	照明設備を使用する場合は、30分までごとにつき1,276円を別途徴収する。
福利厚生施設	飲食物の販売		1平方メートル当たり1月までごと	979	00	

		につ き			
	その他の使用	1 平 方メ ートル当 たり 1 日 につ き	2,277	00	1 月未満の使 用については 日割計算とす る。
港湾管 理施設	管理棟	1 平 方メ ートル当 たり 1 月 まで ごと につ き	1,078	00	
港湾施 設用地 (道路 の敷地 を除 く。)	使用期 間が 1 月未満	電柱、標識そ の他の柱（以 下「電柱類」 という。）の設 置	1 本 当た り 1 月に つき	67	84 1 支柱及び 支線は 1 本と みなし、H 柱 及び人形柱は 2 本とみな す。 2 1 月未満の 端数がある場 合は 1 月とし て計算する。 以下この款 (その他の使 用の項を除 く) におい て同じ。
	電柱類を設置 した者以外の 者による当該 電柱類への電 線その他これ に類するもの の架設	架設 する 電柱 類の 本柱 1 本 当た り 1 月に つき	知事が定める額		H 柱及び人形 柱は、2 本と みなし。
	広告塔又は広 告板	表示 面積 1 平	97	16	

			方メートル当たり1月につき			
地下埋設管の設置	外径 50 センチメートル未満	長さ 1 メートル当たり 1 月につき		10	09	長さが 1 メートルに満たない場合又は長さに 1 メートル未満の端数がある場合はその満たない長さ又はその端数の長さを 1 メートルとして計算する。
	外径 50 センチメートル以上	長さ 1 メートル当たり 1 月につき		19	25	
その他の使用		1 平方メートル当たり 1 月につき	知事が定める額		使用期間に 1 月未満の端数がある場合は日割計算とする。	
使用期間が 1 月以上	電柱、標識その他の柱（以下「電柱類」という。）の設置	1 本当たり 1 年につき		740	00	1 支柱及び支線は 1 本とみなし、H 柱及び人形柱は 2 本とみなす。 2 使用期間が 1 年未満である場合又はその期間に 1 年未満の端数がある場合は、月割をもって計算し、1 月未満の端数がある場合は 1 月として

					計算する。以下この表において同じ。
	電柱類を設置した者以外の者による当該電柱類への電線その他これに類するものの架設	架設する電柱類の本柱1本当たり1月につき	知事が定める額		H柱及び人形柱は、2本とみなす。
	広告塔又は廣告板	表示面積1平方メートル当たり1年につき	1,060	00	
地下埋設管の設置	外径50センチメートル未満	長さ1メートル当たり1月につき	110	00	長さが1メートルに満たない場合又は長さに1メートル未満の端数がある場合はその満たない長さ又はその端数の長さを1メートルとして計算する。
	外径50センチメートル以上	長さ1メートル当たり1月につき	210	00	
	その他の使用	1平方メートル当たり1月につ	知事が定める額		使用期間に1月未満の端数がある場合は日割計算とする。

			き			
マリーナ施設	係船専用浮桟橋	長期使用	長さ5メートル以下の船舶1隻当たり1年につき	96,778	00	長さ9メートルを超える部分について0.3メートルに満たないものは、0.3メートルとして計算する。
			長さ5メートルを超える7.5メートル以下の船舶1隻当たり1年ににつき	132,891	00	
			長さ7.5メートルを超える9メートル以下の船舶1隻当たり1年ににつき	159,467	00	
			長さ	159,467	円に長さ9	

		9メートルを超える船舶1隻当たり1年につき	メートルを超える部分0.3メートルごとにつき5,060円を加算した額	
	短期使用	1日につき	2,409 00	
	陸上保管施設	長さ5メートル以下の船舶1隻当たり1年ににつき	132,891 00	
		長さ5メートルを超える7.5メートル以下の船舶1隻当たり1年につき	169,004 00	
	上下架施設	揚艇又は降艇1回につき	1,804 00	

別表第2(第5条、第6条関係)

区分	単位	使用料				
		所在地				
		第1級地	第2級地	第3級地	第4級地	
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物	第一種電柱	1本につき1年	720	670	620	600
	第二種電柱		1,100	1,000	950	920
	第三種電柱		1,500	1,400	1,300	1,200
	第一種電話柱		640	600	550	540
	第二種電話柱		1,000	960	880	860
	第三種電話柱		1,400	1,300	1,200	1,200
	その他の柱類		64	60	55	54
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6	6	6	5
	地下に設ける線類その他他の線類		4	4	3	3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	630	590	540	530
	地下に設ける変圧器	使用面積1平方メートルにつき1年	380	360	330	320
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,300	1,200	1,100	1,100
	郵便差出箱及び信書便差出箱		540	510	460	450
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	3,200	2,200	830	550
	その他のもの	使用面積1平方メートルにつき1年	1,300	1,200	1,100	1,100
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する工作物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	27	25	23	23
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		38	36	33	32
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		58	54	50	48
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		77	72	66	64
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		120	110	99	97

	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの		150	140	130	130	
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの		270	250	230	230	
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの		380	360	330	320	
	外径が 1 メートル以上のもの		770	720	660	640	
通路、淨化槽その他これらに類する施設	上空に設ける通路	使用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,600	1,100	420	270	
	地下に設ける通路		960	660	250	160	
	その他のもの		1,300	1,200	1,100	1,100	
露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	使用面積 1 平方メートルにつき 1 日	32	22	8	5	
	その他のもの	使用面積 1 平方メートルにつき 1 月	320	220	83	55	
看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ	看板 (アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	320	220	83	55
		その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	3,200	2,200	830	550
	標識		1 本につき 1 年	1,000	960	880	860
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	32	22	8	5
		その他のもの	1 本につき 1 月	320	220	83	55
	幕 (工事用板囲、足場、詰所その他他の工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 日	32	22	8	5
		その他のもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 月	320	220	83	55
	アーチ	車道を横断す	1 基につ	3,200	2,200	830	550

		もの	き 1 月				
		その他のもの		1,600	1,100	420	270
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料	使用面積 1 平方メートルにつき 1 月	320	220	83	55		

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 所在地とは、道路を使用している物件(以下この表において「使用物件」という。)の所在地をいい、その区分は、次のとおりとする。
 - (1) 第1級地 熊本市の区域をいう。
 - (2) 第2級地 玉名郡長洲町の区域をいう。
 - (3) 第3級地 八代市及び宇城市的区域をいう。
 - (4) 第4級地 水俣市、天草市、上天草市、葦北郡芦北町及び天草郡苓北町の区域をいう。
- 3 第一種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち、3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 第一種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 5 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 6 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 7 表示面積、使用面積又は使用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル又は0.01メートル未満であるときはその全面積又は全長を切り捨てて計算し、表示面積、使用面積又は使用物件の面積若しくは長さに0.01平方メートル又は0.01メートル未満の端数があるときはその端数の面積又は長さを切り捨てて計算するものとする。
- 8 使用料の額が年額で定められている使用物件に係る使用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算するものとする。この場合において、1月未満の端数があるときは、その端数を切り上げて計算するものとする。
- 9 使用料の額が月額で定められている使用物件に係る使用の期間が1月未満であるときはその期間を1月として計算し、その使用の期間に1月未満の端数があるときはその端数を切り上げて計算するものとする。
- 10 使用の期間が1月未満の場合における使用料の額は、この表に定める額に100分の110を乗じて得た額とする。
- 11 1件の金額が100円に満たない場合にあっては、100円とする。

別表第3(第6条の2関係)

種目	単位	占用料	摘要
----	----	-----	----

桟橋	1 平方メートル当たり 1 年につき	円 90	銭 00	
建物	1 平方メートル当たり 1 年につき	175	00	
軌道	1 平方メートル当たり 1 年につき	360	00	
通路又は通路橋	1 平方メートル当たり 1 年につき	60	00	
起重機	1 平方メートル当たり 1 年につき	65	00	
物置場又は物干場	1 平方メートル当たり 1 年につき	65	00	
埋設管、仮設管その他の管	外径 50 センチメートル未満	1 メートル当たり 1 年につき	85	00
	外径 50 センチメートル以上	1 メートル当たり 1 年につき	150	00
電柱その他これに類するもの (以下「電柱等」という。)	1 本当たり 1 年につき	775	00	支柱及び支線は 1 本とみなし、H 柱及び人形柱は 2 本とみなす。
	電柱等を設置した者以外の者が、当該電柱等の本柱に電線その他これに類するものを架設した場合における当該本柱 1 本当たり 1 年につき	465	00	H 柱及び人形柱は、2 本とみなす。
広告塔又は廣告板	表示面積 1 平方メートル当たり 1 年につき	1,870	00	
鉄塔	1 平方メートル当たり 1 年につき	1,125	00	
係船用くい	1 本当たり 1 年につき	145	00	
貸しボート(貸船その他これに類するものを含む。)置場	1 隻当たり 1 月につき	425	00	
係船用浮標	1 基当たり 1 年につき	1,390	00	
いかだ又はいけす	1 平方メートル当たり 1 年につき	100	00	
その他	工作物を伴うもの	1 平方メートル当たり 1 年につき	175	00

	工作物を伴 わないもの	1 平方メートル当た り 1 年につき	95	00	
--	----------------	------------------------	----	----	--

備考

- 1 占用期間が 1 年に満たない場合又は占用期間に 1 年未満の端数がある場合は、その満たない期間又はその端数の期間については、月割で計算するものとし、占用期間が 1 月に満たない場合又は占用期間に 1 月未満の端数がある場合は、その満たない期間又はその端数の期間を 1 月として計算する。
- 2 面積が 1 平方メートルに満たない場合又は面積に 1 平方メートル未満の端数がある場合は、その満たない面積又はその端数の面積を 1 平方メートルとして計算する。
- 3 長さが 1 メートルに満たない場合又は長さに 1 メートル未満の端数がある場合は、その満たない長さ又はその端数の長さを 1 メートルとして計算する。
- 4 占用の期間が 1 月未満の場合における占用料の額は、この表に定める額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。
- 5 占用料が 1 件 100 円に満たない場合は、100 円として計算する。

別表第 4(第 6 条の 2 関係)

種目	単位	金額		摘要
砂	1 立方メートルに つき	円 121	銭 00	
砂利	1 立方メートルに つき	165	00	
土砂	1 立方メートルに つき	110	00	
かき込砂利	1 立方メートルに つき	143	00	
栗石	1 立方メートルに つき	159	50	径 15 センチメートル以下のもの
玉石	1 個につき	55	00	径 15 センチメートルを超える 30 センチメートル以下のもの
転石	1 個につき	71	50	径 30 センチメートルを超える 60 センチメートル以下のもの
		104	50	径 60 センチメートルを超えるもの
				庭石として採取する場合の金額は、上記金額の 10 倍の金額とする。

備考

- 1 種目の欄に掲げられていないものについては、別に定める。
- 2 採取の数量が 1 立方メートルに満たない場合又は採取の数量に 1 立方メートル未満の端数がある場合には、その満たない数量又は端数の数量については、1 立方メートルとして計算する。
- 3 1 件の金額が 100 円に満たないものは、100 円とする。